

施策No.16 良質な水の安定供給

施策の目的

対象	意図
①市民 ②水道施設	①安全で良質な水を飲むことができる ②安定的に供給される

現状

本市の飲料水の供給体制については、市公営企業として水道課が管理する上水道事業1地区（計画給水人口5,001人以上）、簡易水道事業6地区（計画給水人口101人以上5,000人以下）、市民課が管理する簡易水道事業1地区、寄宿舍や福祉施設など居住人口101人以上の自家用の専用水道6箇所、地元で管理する10人以上100人以下の飲料水供給施設の小規模水道27地区となっています。そのほか、井戸水や湧水を使用する個人と、届出をしていない飲料水供給施設からも供給されています。

伊佐市水道事業による水源については、大口地区6水源地（4深井戸、2湧水）と菱刈地区7水源地（7深井戸）であり、全水源地ともに水量も確保され、水質も良好に保たれています。このため、水道水の臭いの原因となっている次亜塩素の投入が少なく、次亜塩素の濃度値（国の規定0.1mg/ℓ～1.0mg/ℓ）が年平均0.25mg/ℓと安定しており、多くの人がおいしいと感じる飲料水が供給されています。

有収率※については、平成26年度において92.4%であり、県平均の89.0%を超えています。

水道事業の運営については、計画的に老朽管の更新や施設の維持管理に努めています。近年、人口減少や天候不順等により給水収益が減少しているため、今後は、施設の有効利用に努め、経営の健全化に努めます。

上水道の普及率が伸びていない要因として、集落が点在していることや各々が自家水を利用できる状態にあること、上水道以外の自家水や飲料水供給施設等にたよる家庭が多いことが考えられます。

今後の状況変化

- ・ 人口減少に伴う給水人口の減少が今後も予想されます。
- ・ 景気低迷や天候不順などの影響により、利用量の減少に伴う料金収入の減少が見込まれます。

課題

- ・ 上水道の計画的な整備を行う必要があります。
- ・ 高い有収率を維持するために、漏水箇所等の早期発見や整備を実施する必要があります。
- ・ 飲料水供給施設については、飲料水に適した設備であるか、改善が必要でないかを把握する必要があります。
- ・ 上水道事業以外の飲料水供給施設などの小規模水道施設においても、安全な飲料水が確保される必要があります。
- ・ 災害に対応できる水道事業を構築し、想定外の災害・事故等に対しても、迅速に対応できるよう、日頃から点検等を徹底し、生命線としての機能確保を図る必要があります。

～施策の方針～

健全な水道事業の経営と水道施設・設備の計画的な改修、更新など適切な維持管理を推進します。また、飲料水供給施設の改善を図り、安全で安定的な飲料水の確保に努めます。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度実績値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 ()は成り行き値
	平成27年度目標値		
A 上水道の普及率	79.4% 82.0%	80.0%	83.0% (80.0%)
B 断水の年間発生件数	11件 8件	2件	2件 (5件)
C 有収率	93.9% 95.0%	92.4%	95.0% (92.4%)
D 水質検査基準を満たしている水源地数/水源地数	100% 100%	100%	100% (100%)

目標設定の考え方

- A：上水道の普及率は、人口減少に伴い給水人口の実数は減るものの、率としては現状で推移すると予想し、平成32年度における成り行き値は、平成26年度水準で推移すると見込みます。目標値は、平成27年度完成予定の山野水源地の整備により3%程度の増加を見込み、83.0%をめざします。
- B：断水の年間発生件数は、過去2年は減少していますが、施設の老朽化により微増すると予想し、平成32年度における成り行き値は、5件を見込みます。目標値は、平成26年度の現状値を維持し、2件をめざします。
- C：有収率は、現状が既に高い水準であると考えられ、今後も維持されると予想し、平成32年度における成り行き値は、平成26年度水準で推移すると見込みます。目標値は、成り行き値よりもさらに3%程度向上させ、95.0%をめざします。
- D：水質検査基準を満たしている水源地数は、平成26年度が100%と高い水準であり、平成32年度における成り行き値・目標値ともにこの水準を維持することをめざします。

目標達成に向けた基本的な取組み

- ・ 計画給水区域内の上水道の利用促進や新規整備による給水区域の拡大をめざします。
- ・ 計画給水区域内の上水道及び簡易水道について、計画的に老朽管を更新し漏水件数を減少させ安定的な供給に努めます。
- ・ 水道事業会計の安定した事業経営を持続します。
- ・ 様々な水源について、水質基準を満たすよう原水及び浄水の水質検査を定期的に行います。
- ・ 小規模水道施設については、各水源の水質検査を継続的に実施します。
- ・ 災害や事故発生時においても、市民の生命維持や生活のための水を確保し、きめ細やかな応急給水及び水道施設の早急な復旧が行えるよう、市内の指定工事事業者等との十分な連携を図り、復旧体制の構築に努めます。

協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民や事業所は、水道料金を納期限内に納入します。 ▶ 家庭や事業所の節水に努めるとともに、漏水と修繕箇所の早期発見に努めます。 ▶ 自家水や飲料水供給施設等の利用者は、施設の適切な維持管理・運営を行います。 ▶ 小規模水道施設を管理する組合は、安全な飲料水の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道施設を適正に維持管理し、安全な水道水を安定的に供給します。 ▶ 効率的な事業運営を行い、水道事業の健全経営を維持します。 ▶ 計画給水区域以外の飲料水供給施設等に対する助言・指導を行います。 ▶ 老朽管や施設の計画的な更新を行い、施設等の維持管理に努めます。 ▶ 漏水対策について、広報活動を行い周知を図ります。

有収率：有収率とは、総給水量（水道水の全水量）と有収水量（料金として収入のあった水量）との比率のこと。
 有収率 = 有収水量 ÷ 総給水量 × 100